

「現在の区行政の課題と、その解決策について」

1 区が担う課題と対応の方向性

大阪市では平成 24 年の「市政改革プラン」の策定以降、「ニア・イズ・ベター」の考え方のもと、区長が区域内の基礎自治に関する施策・事業の実質的な責任を担っています。

大規模災害への備えや、街頭犯罪や特殊詐欺などの抑止、認知症高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者など支援を必要とする人へのセーフティネットの強化、子どもの学びや子育て支援、エリアのにぎわいづくりなど、総合的なまちづくりを担う区は多種多様な課題に対応していく必要がありますが、このような課題を行政だけで解決することは不可能です。住民に身近な課題については「ニア・イズ・ベター」の考え方のもと、住民等の主体的な活動を支援し、連携協働して対応していく必要があります。

2 自律的な地域運営の核となる「地域活動協議会」

(1) 地域活動協議会の現状

大阪市はこれまで、概ね小学校区単位で多様な活動主体が参画し、自律的にまちづくりを進める「地域活動協議会」（以下、「地活協」という。）の形成を支援し、その後も補助金の交付やまちづくりセンター等を活用して支援を行ってきました。各「地活協」では、防災や防犯、高齢者の見守りや介護予防、子育て支援など、地域の課題に即したさまざまな活動が行われており、なかには、毎月「ふれあい朝市」を開催し、高齢者等の安否確認や顔が見える関係づくりとともに、その収益を防災備蓄物資の購入・充実などにあてたり、近隣の病院に検診車の派遣をお願いして、住民の特定健診受診活動を行うなど、独創的なアイデアで自律的に取組みを進めている「地活協」もあります。その一方で、自律した取組みがなかなか進まない地域もあるように見受けられます。

(2) 地域活動協議会の課題と対応

「地活協」にみられる課題の一つは、活動の担い手の確保です。区役所は引き続き、「地活協」の意義や活動について住民にわかりやすく広報するとともに、例えば、企業等を定年退職された方が国民健康保険への切替え等で区役所に来られた際に職員から声をかけ、地域活動に関する情報を提供し、簡単な相談に応じて地域への橋渡しを行ったり、地域において行事の参加体験や見学、活動のお試しの機会を提供するなど、これまで活動に参加していなかった人が「地域デビュー」しやすい取組みを進める必要があります。

また、「自治会・町内会」の加入促進の取組みも重要です。「自治会・町内会」は住民に最も身近な地域コミュニティ組織であり、その加入と活性化は「地活協」の基盤強化にもつながります。マンションの管理組合や、若年層、子育て世代への行事を通じたアプローチなどとともに、本年 10 月に大阪市と不動産業者団体との間で締結した協力協定を活用し、町会等と連携して、団体支部や各店舗に協力を求め、転入世帯への加入の働きかけの強化にも取り組むべきと考えます。

「地活協」において、自主財源の確保も大きな課題です。現在、「地活協」の活動に対して交付される補助金は対象経費の4分の3となっており、残りは寄付や受益者負担等で賄わなければなりません。各種事業の実施や、会計事務の委託等に必要な財源を安定的に確保していただけるよう、地域が主体となって古紙や衣類の分別収集を行い業者に売却する「コミュニティ回収」などの取組みを強く促していく必要があります。また、行事を行う際、利用者から参加費をいただくことへの抵抗感の強い地域もありますが、持続可能な活動としていくための受益者負担のあり方について検討を促すことも必要であると考えます。

大阪市の地域コミュニティ政策の「一丁目一番地」は「地活協」の自律運営です。多くの区では民間事業者に委託して「地活協」の支援を行っていますが、区の職員自身も積極的に「地活協」の行事や会合に出向き、実際の目で見てよく話を聞き、地域の状況を十分に理解することが大切です。場合によっては、各「地活協」の実情に即したきめ細かな支援を区役所が直接行うことも効果的と考えます。

3 民間事業者のアイデアをまちづくりに

(1) 社会課題に取り組む事業者との連携

区が抱える課題については、「地活協」をはじめ、区内で活動する地域団体や市民活動団体・グループ、地元の企業や事業者、その団体などさまざまな活動主体と連携協働して取り組む必要がありますが、社会課題を解決しながら幅広いエリアで活動を展開している民間事業者と連携することで大きな成果が期待できる課題もあります。

例えば、認知症高齢者等が行方不明となった場合、大阪市では事前に登録された協力者にメール配信を行い、早期に発見する仕組みが構築されていますが、スマホアプリの開発事業者と連携することで、普段、地域活動に参加していない方にも、スマートフォンを通じて早期の発見に無理なく協力していただくことができ、地域の見守り活動のすそ野が広がる可能性があります。

(2) 公民連携手法によるまちづくりの実践

また、地場産業の振興やエリアのにぎわい創出に向けて、目利きの事業者と連携し、ベンチャー企業のアイデアと町工場の技術力を結び付け、新たな製品を生み出す支援施設をつくったり、各方面の専門家と協議会を立ち上げ、空き家オーナーとそこで事業を始めたい人をマッチングし、ワンストップで支援する取組みを進めている区もあります。そこでは区役所は、行政手続きのサポートや住民に拒絶されないように事業者の意図を正しく伝えるなど、事業者が新しいアイデアを実現できる環境づくりに徹しています。

区役所はこうした先進事例を学び、専門知識やアイデア、ネットワークを持ち、広く活動を展開している民間事業者とも連携することで、区の課題や特性に即したまちづくりを大きく前進させることができるものと考えます。